

一般質問



うすい孝彦

1. 町農業の振興策は

1)「5年水張りルール」の影響と対策は

問 国は水田転作で転作作物を栽培している農地を令和4年度から8年度までに一度も水張りをしない場合には、「水田活用の直接支払い交付金」を支給しないとした（「5年水張りルール」）。「5年水張りルール」の町農業への影響と対策は。

答(課長) 生産者の意向を把握してないので影響は不明である。個々の生産者と協議・相談し、不利にならないように対処する。

問 「水田活用の直接支払い交付金」の対象外になっても、5年間畑作を続ければ畑地化促進事業の活用（支援金）もあることを農業者に知らせて欲しいが。

答(課長) 機会をみて知らせていく。

2)農家・町民の声を聴き、町農業振興策の策定を！

問 「5年水張りルール」、10年後の地域農業の姿を明らかにする「地域計画」の策定、農業新法人「信州池田アグリ（以後アグリ）」の設立のなかで、農家・町民の声を聴き、町農業振興策の策定を。

答(町長) 「地域計画」の策定で地域を回り農家の意見を聴く。「地域計画」が出来しだい議会・町民の皆さんと「町農業の振興策」を話し合い、策定していきたい。

問 米・ガーデンハックルベリーなど町に合った作物の販売戦略を考えた農業振興策の検討を。また、アグリが遊休農地対策を担うよう指導を。

答(町長) 輸出も含め販売対策は検討する。遊休農地対策についてもアグリと話し合う。

問 町のホームページで遊休農地の紹介と耕作者の募集を。

答(町長) 町のホームページの更新に合わせ、実施していく。

3)国に、農業で暮らせる土台を整えるよう要望を！

問 畑作支援金を存続させたり、ヨーロッパで実施されている「農産物の価格保障」制度などの施策を国が行うなど、農業で暮らせる土台を国が整えないと、町農業の振興や農業担い手確保も難しい。そのことを町長は国に要望して欲しい。

答(町長) 畑作支援金の存続は国に要望していく。国への農業施策要望は精査し、県要望などを通じ提出していきたい。



米と美しい田園風景は町の宝。

2. 社口原は環境保全型農業の試験地に！

問 国内でシャインマスカット（食用ブドウ）の栽培を無農薬の有機栽培で行っている農場がある。社口原でも同様な栽培を行い、社口原を環境保全型農業（土づくりなど農業の物質循環機能を活かし、化学肥料・農薬などの環境負荷を軽減した持続的農業）の試験地として全国から注目されるようにして欲しいが。

答(町長) 社口原の利用権はアグリに移行する。議員の意見はアグリに伝える。

3.「災害関連死」を審査できる取り組みを！ 町防災会議の女性委員の比率を30%以上に！

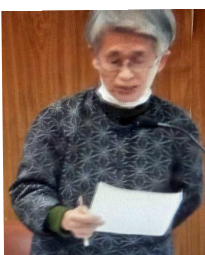
問 災害で死亡や負傷した場合、町の条例により申請・認定されれば、災害弔意金が支給される。災害後の死亡についても、町に申請し、「災害関連死」と認定されれば、弔意金が支給される。町は「災害関連死」を審査できる体制にあるのか。

答(課長) 災害弔意金支給審査委員会の設置要綱を定め、審査できるようにする。

問 災害時、女性の果たす役割は重要である。国は文書で町防災会議の女性委員の占める割合を30%以上とすることを求めている。町の現状と取り組みは。

答(町長) 現在の町防災会議での女性委員は4名で、割合は17%である。30%以上を目指して取り組みたいと考えている。

一般質問



服部久子

1. 自衛隊への名簿提供は

問 令和4年度、全国自治体の61.1%の1068市区町村が、自衛隊に18歳と22歳の氏名、生年月日、住所、性別の個人情報に記載した名簿を提供している（住民基本台帳の閲覧での情報提供は30.6%）。町はどうか。

答(課長) 町は住民基本台帳の閲覧で情報提供してきたが、昨年度から紙により18歳の個人情報を提供している。

問 自衛隊に個人情報を提供する法的根拠は。また、そのことは町民に周知されているのか。

答(町長・課長) 自衛隊法施行令第120条に基き情報提供しており、違法とは考えない。町民周知は不足かと思う。

問 住民基本台帳の個人情報を自衛隊に提供することは憲法第13条（国民は個人として尊重され、幸せを追及する基本的人権を有する）に抵触し、個人情報保護法に違反するのでは。

答(町長) 個人情報保護法第69条の除外部分にあたり、法に違反するとは考えていない。

問 全国には、情報提供を望まない方には情報提供をしない「除外申請」制度を実施している自治体もある。松本市も昨年度から「除外申請」制度を実施している。町はどう考えるか。

答(町長) 情報提供を望まない方を除外する法令がなく、「除外」は総合的に判断する。松本市の状況も聴き、町の方針を決めていきたい。

2. 子ども誰でも通園制度は

問 国は、令和8年度から親の就労にかかわらず、生後6か月から2歳児までを月一定時間預かる「子ども誰でも通園制度」を実施するとしている。町は、令和8年度までに試行期間を設けるのか。また、保育スペースや保育士の確保はできるのか。

答(教育長) 試行期間は設けない。保育スペースは問題ないが、保育士については確保に努める。

問 国の要綱で、通園制度には子ども1人につき1時間850円の補助金と300円の利用者負担で必要な経費に充てるとしているが、これで実施できるのか。

答(課長) 到底実施できない。不足分は町の一般財源での補填となる。

問 保育園に慣れていない2歳以下の子どもを預かることは、今、通園している園児への影響や、給食を出す場合、食物アレルギーなど個々の情報把握が必要であり、保育現場の負担が増えるが、対応は。また、非正規保育士を正規職員にできないか。

答(教育長・町長) 保育士の確保や、アレルギーなどしっかり対応していく。人件費・定員管理の関係で直ちに正規職員化は難しいが、今後、模索していく。また、待遇改善には努める。

3. 子どもの医療費の完全無料化を！

問 県の子どもの医療費補助が300万円増額した。このお金を使い、子どもの医療費を完全無料化（レセプト代ゼロ）を求めるが。

答(課長・町長) 県補助金の増額分は子どもの医療費補助町負担の軽減に使っていきたい。国へ子ども医療費無料化を要望する。

